

# 仕 様 書

件 名	21号建物2号ボイラー給水ポンプ・送風機取替	作成年月日	令和7年 7月17日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 近藤真也

1 実施場所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 概 要

21号建物2号ボイラー給水ポンプ及び送風機の取替 各1台

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書令和4年度年度版（機械設備工事編）」及びメーカー仕様により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は請負業者の責任において実施する。
- (2) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後に実施する。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一、他に損傷を与えた場合には監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
- (4) 本役務の写真は、作業前・中（各工程毎）・後及び材料・機材等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ、監督官に1部提出する。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し、火災予防及び事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守する。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず、駐屯地側の電気、水を使用する場合は事前に監督官と協議した後、所定の手続き等を実施し使用することができる。ただし、使用に要した費用については、請負業者の負担とする。
- (7) 本役務で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積する。その他の発生材については、請負業者の負担及び責任において搬出処分する。
- (8) 請負業者は作業工程表を作成し、事前に監督官と調整のうえ承認を受けた後、作業を実施する。

4 特記事項

- (1) ボイラー仕様は下表のとおりとする。

品名	メーカー	型式	備考
炉筒煙管ボイラー	タクマ(株)	RE-50F II	2号缶

- (2) 取替内容については下表のとおりとする。（同等品以上可）

撤去		取付		数量
品名	規格	品名	規格	
給水ポンプ (安増)	(株)日本サーモエナー RE050F211-6HA	給水ポンプ (全閉外扇仕様)	(株)日本サーモエナー ASB-11D40130-11-ZG	1台
送風機	(株)日本サーモエナー RE-50F II MC1-F	送風機	(株)日本サーモエナー ASB-960114-1A-CN	1台

- (3) 作業完了後、給水ポンプについては動作確認及び各種計測（電流値及び流量）、流量及びボイラー薬品投入量を調整し、ボイラー水の分析を行いメーカーの規定値内にすること。また、接続部等からの漏れがないか確認を行うこと。送風機については動作確認及び計測（電流値）を行い、その結果報告書を監督官に提出する。